

長野県介護サービス情報の公表制度における調査に係る指針

平成24年4月1日
長野県健康福祉部
健康長寿課介護支援室

1 目的

この指針は、介護保険法施行規則（以下「規則」という。）第140条の47の2の規定に基づき、介護サービス事業者に対して県が実施する調査について、基本的事項を定める。

2 介護サービス情報公表における調査

この指針において、調査とは、介護保険法（以下「法」という。）第115条の35第3項に規定する調査をいう。

（1）調査対象事業所

法第115条の35第1項の規定による報告があった事業所のうち、原則として以下の項目に該当する事業所に対して調査を行う。

- ア 新規に介護サービスを開始する事業所
- イ 調査を希望する事業所
- ウ 報告された公表内容に虚偽が疑われる事業所
- エ 報告された公表内容について利用者等から通報があった事業所
- オ その他知事が必要と認める事業所

ただし、次の場合には調査を行わないこととすることができる。

- ・福祉サービス第三者評価を定期的に行っている事業所
- ・外部評価が義務付けされている地域密着型サービス事業所

（2）調査項目

調査は、規則第140条の47に規定する項目について行うこととする。
ただし、状況に応じて、必要な項目のみを対象とすることができる。

（3）調査方法

調査は、原則として県が事業所を訪問することにより行う。